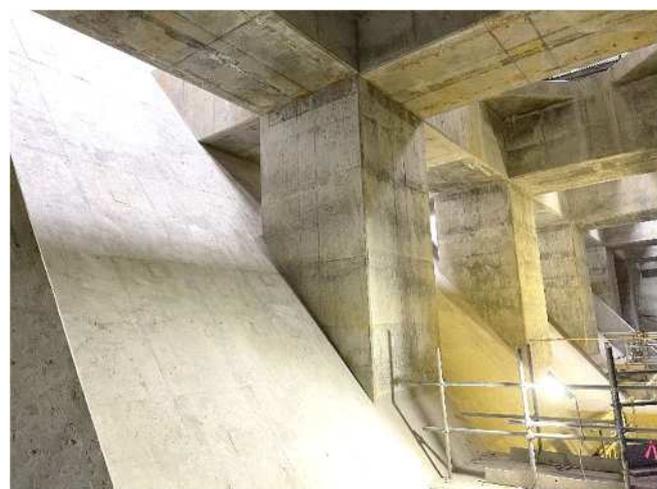
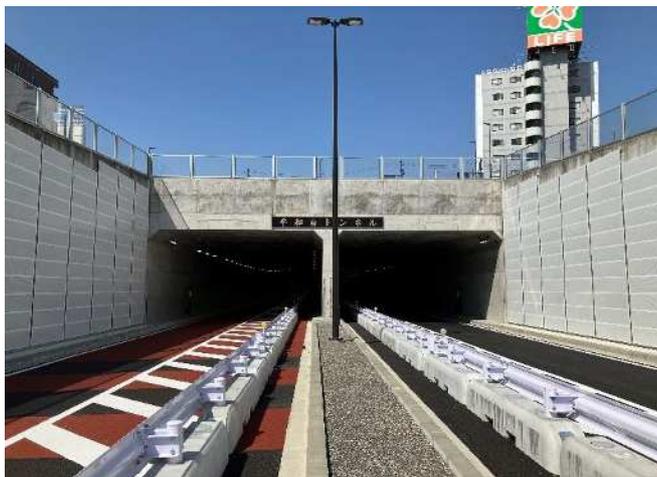


事業の概要

(令和6年度)



東京都第四建設事務所

表紙の写真

上段左：放射第 35 号線平和台トンネル（池袋側坑口）

（練馬区早宮二丁目～北町五丁目付近）

～令和 6 年 2 月 24 日 平和台トンネル暫定開放～

上段右：氷川台橋鋼けた製作・架設工事（放 36 小茂根・早宮）

（練馬区桜台三丁目～氷川三丁目付近）

～放射第 36 号線氷川台橋梁の鋼けた架設～

中段左：城北中央公園調節池（一期）工事その 2

（板橋区小茂根五丁目、練馬区羽沢三丁目付近）

～大辺長比 2 函渠同時ケーソン工事（内部構築）～

中段右：石神井川整備工事（その 1 6 5）

（練馬区石神井台七丁目～関町東二丁目付近）

～護岸整備工事（曙橋架替）～

下段左：特例都道 4 3 6 号線

（豊島区北大塚二丁目～同区西巣鴨一丁目付近）

～電線共同溝本復旧工事～

下段右：主要地方道 3 0 5 号線（明治通り）

（豊島区目白二丁目～同区南池袋三丁目付近）

～路面補修工事及び遮熱性舗装工事～

1. 事務所の沿革

昭和20年	4月	第四土木出張所（第三道路出張所と第一河川出張所を合併し、豊島・北・荒川・板橋・練馬の5区を所管する二級事務所として発足）
昭和21年	5月	第四建設事務所（名称変更）
昭和23年	12月	区画整理部門が分離独立（第四復興区画整理事務所新設）
昭和36年	4月	特定幹線街路の建設部門が分離独立（第四特定街路建設事務所新設）
昭和40年	4月	区に委任していた都道の維持管理が都の直轄となる
昭和44年	4月	北・荒川の両区が分離独立（第六建設事務所新設）
昭和50年	1月	現在地に移転（豊島区南大塚二丁目36番2号）
平成元年	4月	特定幹線街路の建設部門の一部が当所に移管（第二街路整備事務所廃止）

2. 所管区域及びその概況

当事務所は区部北西部に位置する豊島区、板橋区及び練馬区の3区を所管区域とし、この地域の道路・河川の維持管理と整備事業を行っている。

豊島区は、JR各線をはじめ、西武池袋線、東武東上線、地下鉄丸の内線・有楽町線・副都心線が乗り入れている池袋を中心とした商業地域の多いまちである。また、公共交通機関の便利さもあり、早くから集合住宅等の住宅地としても発達し、現在、都区部でも有数の人口密度となっている。道路率も高い水準となっている。

板橋区は、北及び北西部で荒川とその支流の白子川により埼玉県と接しており、工業地域が比較的多くなっている。また、高島平地域の面開発、首都高速第5号線関連街路や放射第9号線（中山道）、新大宮バイパス、環状第6・7・8号線等の整備により、道路率は3区平均及び区部平均を上回っている。都計道完成率は、3区のうち最も高い。

練馬区は、区部の西端に位置し、埼玉県及び都多摩部に接している。その地理的状況と交通事情により戦後も永く農地が残っていたが、高度成長期を経て住宅地としての開発が急速に進んだことから、都市計画道路の整備を鋭意推進しているところであるが、整備率は低い状況にある。

	行政面積 (k m ²)	人口 (人)	人口密度 (人/k m ²)	道路率 (%)	都計道完成率 (%)
豊島区	13.01	303,866	23,356	18.4	65.4
板橋区	32.22	583,608	18,113	18.2	68.5
練馬区	48.08	751,474	15,630	15.6	52.0
管内計	93.31	1,638,948	17,565	16.9	59.9
区部計	627.53	9,748,492	15,535	16.7	66.2

（数値は東京都道路現況調査令和5年度版による。ただし、都計道完成率については国交省都市計画現況調査R4.3.31現在による。）

3. 組織及び人員（現員）（6年4月1日現在）

庶務課	14(2)	豊島工区	4(1)	計	198名(29名)
管理課	25(11)	板橋工区	4(1)		
用地課	47(2)	練馬工区	6(1)		
工事第一課	40(2)	石神井工区	4(1)		
工事第二課	29(5)				
補修課	25(3)				

（注）1. 所長、副所長は庶務課に、専門課長は用地課に含まれる。

2. ()内は会計年度任用職員で内数。

4. 執行予定額（6年度当初予算）

単位：百万円

区 分	用地・補償費		工 事 費		そ の 他		合 計		構 成 比
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	
道 路 関 係	11,783	81%	7,462	95%	8,285	109%	27,530	92%	67%
維持管理費	0	—	4,315	113%	1,783	108%	6,098	111%	
建設費	11,411	81%	2,481	88%	4,722	117%	18,614	88%	
交通安全施設費等	372	90%	666	57%	1,780	93%	2,818	80%	
河 川 関 係	903	101%	10,742	167%	1,685	146%	13,330	157%	33%
維持管理費	0	—	88	80%	107	188%	195	117%	
建設費	903	101%	10,654	169%	1,578	143%	13,135	158%	
合 計	12,686	82%	18,204	128%	9,970	114%	40,860	106%	100%
構 成 比	31%		45%		24%		100%		

5. 道路と河川の管理

（1）道路の管理

道路は歩行者・自転車・車両の通行等、多様な利用者のために、安全で快適な施設でなければならない。また、ライフラインの収容スペースとして都市機能の確保のうえで重要な役割を担っている。

これらの機能を維持していくためには、道路を常時、良好な状態で管理していく必要がある。そのため、道路区域の決定・変更、供用開始・廃止の告示、道路台帳の整備等による管理区域の明確化、道路占用・使用の許可、巡回パトロール等による道路監察、道路上の各種掘り返し工事の調整などを行っている。

また、道路の清掃や植栽の手入れなどの美化ボランティア活動を通じて、道路へのふれ

あい機会の創出と愛着心を醸成するため、地域住民や企業の方の「東京ふれあいロード・プログラム」への積極的な参加を促し、都民等の道路利用のモラルの向上と潤いある道路空間の創出を推進している。令和5年4月現在、当事務所管内では、11団体が活動している。

＜管理道路規模＞（令和5年4月1日現在）

・都道	26路線	118.3km	(橋梁40橋)
他に、歩道橋等	74橋		地下横断歩道 1箇所
共同溝	2箇所	1.9Km	排水場 6箇所
トンネル	5箇所		アンダーパス 3箇所

(2) 河川の管理

当事務所所管の河川は、一級河川で荒川水系の新河岸川、石神井川、白子川の3河川と、普通河川の千川上水である。

新河岸川と千川上水は、当事務所が管理しており、河川区域の管理、占用許可、河川監察及び財産管理を行っている。

石神井川、白子川については、財産管理を除き、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき特別区が管理している。

また、白子川においては、上流部の護岸改修による早期の治水安全度向上を図るため、中流部に掘込式、地下式、トンネル式の3つの調節池を整備している。

掘込式の比丘尼橋上流調節池は練馬区が管理しており、地下式、トンネル式の地下調節池は当事務所で管理を行っている。

＜管内の河川規模＞

・新河岸川	左岸 4.7km	右岸 6.3km	
・千川上水	13.8km		
・石神井川	17.4km		(管理は板橋区・練馬区)
・白子川	10.0km		(管理は板橋区・練馬区)
比丘尼橋上流調節池(掘込式)	貯留量	34,400m ³	(管理は練馬区)
比丘尼橋下流調節池(地下式)	貯留量	212,000m ³	
白子川地下調節池(トンネル式)	貯留量	212,000m ³	

6. 道路整備事業

道路は円滑な交通を確保し、地域の安全性、利便性の向上、安全な避難路、延焼遮断帯などによる防災性の向上、また、上下水道、電気、ガス等のライフラインを収容し、地域の生活を支える生活基盤として重要な都市施設である。さらには、地域の活性化、都市景観、都市環境の向上に大きな効果が期待されている。

現在、道路整備事業 1路線(2箇所)、街路整備事業12路線(17箇所)うち 特定整備路線は5路線(8箇所)、さらに交通安全施設事業のうち歩道整備事業 3路線(3箇所)、交差点すいすい

事業 2路線（2箇所）で事業を進めている。

（１）主要路線

① 放射第 7 号線（大泉） [事業認可期間：平成18年7月～令和10年3月]

放射第 7 号線は、千代田区九段北一丁目を起点とし、文京区を通り練馬区西大泉五丁目を終点とする延長 1 9 . 3 k m の都市計画道路で、都心部と多摩地域を東西方向に結ぶ骨格幹線道路である。

このうち、練馬区大泉学園町二丁目から西大泉五丁目までの延長 2 , 0 0 0 m（計画幅員 2 5 m）の区間について、平成 1 8 年 7 月に事業認可を受け事業に着手している。

また、用地取得が完了していない箇所を除き、暫定整備した歩道を全線開放している。今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。

（用地取得率：約 9 8 % 令和 5 年度末現在 以下同様）

工事については、引き続き、街路築造工事、補償代行工事を予定している。

② 放射第 9 号線（西巣鴨）国道 1 7 号Ⅲ期区間 [事業承認期間：平成11年3月～令和8年3月]

放射第 9 号線は、千代田区大手町一丁目を起点とし、文京区、豊島区を通り板橋区舟渡三丁目を終点とする延長 1 4 . 9 k m の都市計画道路で、都心部から埼玉県に至る骨格幹線道路である。

このうち、豊島区巣鴨三丁目から巣鴨五丁目までの延長 4 6 5 m（計画幅員 4 0 m）の区間について、平成 1 1 年 3 月に事業承認を受け事業に着手している。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率：約 8 9 %）

工事については、仮設歩道工事、共同溝換気口移設工事を予定している。

③ 放射第 3 5 号線（早宮・北町） [事業認可期間：平成16年12月～令和13年3月]

放射第 3 5 号線は、練馬区豊玉中三丁目を起点とし、練馬区を通り板橋区新河岸三丁目を終点とする延長 8 . 5 k m の都市計画道路で、都心部から埼玉県に至る骨格幹線道路である。

このうち、練馬区早宮二丁目から北町五丁目までの延長 1 , 3 3 0 m（計画幅員 4 0 m 又は 5 0 m）の区間について、平成 1 6 年 1 2 月に事業認可を受け事業に着手している。

令和 2 年 3 月に、環八通りから川越街道の区間で 2 車線暫定交通開放をし、令和 6 年 2 月に平和台駅前交差点を立体交差化する平和台トンネルを暫定開通した。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率：約 9 9 %）

工事については、引き続き、北町地区及び平和台地区で街路築造工事を行うとともに、電線共同溝設置工事を予定している。

④ 放射第 3 5 号線及び放射第 3 6 号線（小茂根・早宮）

[事業認可期間：平成23年12月～令和13年3月]

放射第 3 5 号線は、練馬区豊玉中三丁目を起点とし、練馬区を通り板橋区新河岸三丁目を終点とする延長 8 . 5 k m の都市計画道路である。また、放射第 3 6 号線は、豊島区要町一丁目を起点とし、練馬区早宮一丁目放射第 3 5 号線と接続する延長 4 . 3 k m の都

市計画道路で、放射第35号線と合せ、都心部から埼玉県に至る骨格幹線道路である。

このうち、板橋区小茂根四丁目から練馬区早宮二丁目までの延長1,970m（計画幅員40m～50m、放35延長300m、放36延長1,670m）の区間について、平成23年12月に事業認可を受け事業に着手している。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率：約88%）
工事については、排水管設置工事を予定している。

⑤ 環状第5の1号線

環状第5の1号線は、渋谷区広尾五丁目を起点とし、新宿区、豊島区を通り北区滝野川二丁目を終点とする延長13.9kmの都市計画道路で、渋谷、新宿、池袋副都心を連絡する骨格幹線道路である。このうち当事務所では下記の2区間で事業を進めている。

i) 環状第5の1号線（雑司が谷） [事業認可期間：平成23年10月～令和10年3月]

豊島区高田三丁目から南池袋二丁目までの延長1,400m（計画幅員30m～40m）の区間について、平成23年4月に道路構造を地上4車線から地上2車線及び地下2車線へ都市計画変更、同年10月に事業認可（変更）を受け、地上部の暫定道路整備に続き、地下道路整備に事業着手している。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率：目白通り以南約66%、目白通り以北100%）

工事については、都電荒川線直下の東京都交通局に委託施行した区間の地下道路工事及び建設局施行による千登世小橋直下に地下トンネルを構築するために必要な立坑築造工事を引き続き進める。

ii) 環状第5の1号線（西巣鴨I期） [事業認可期間：令和4年4月～令和14年3月]

豊島区上池袋一丁目から同区西巣鴨三丁目までの延長0.8km（計画幅員27m）の区間について、令和4年4月に事業認可を受け、事業に着手している。

令和5年度から用地取得を進め、工事については、道路設計や関係機関との協議・調整を進める。

⑥ 補助第133号線（中村南） [事業認可期間：平成29年10月～令和9年3月]

補助第133号線は、世田谷区桜丘一丁目を起点とし、板橋区赤塚六丁目を終点とする延長15.9kmの都市計画道路で、環状方向の幹線道路の機能を補完する重要な路線である。

このうち当事務所では、整備を完了している中村北区間に続き、中野区上鷺宮一丁目から練馬区中村北三丁目までの延長1,105m（計画幅員16m）の区間について、平成29年10月に事業認可を受け、事業に着手している。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率：約21%）

工事については、道路設計や関係機関との協議・調整を進める。

⑦ 補助第172号線（早宮） [事業認可期間：平成24年6月～令和7年3月]

補助第172号線は、豊島区南池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする延長9.1kmの都市計画道路で、地域の幹線道路である。

このうち当事務所では、整備を完了している春日町区間に続き、練馬区早宮三丁目地内の延長390m（計画幅員16m）の区間について、平成24年6月に事業認可を受け、事業に着手している。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率：約44%）
工事については、平成30年度より工事着手しているが、用地取得状況を踏まえ道路設計や関係機関との協議・調整を進める。

- ⑧ 補助第230号線（大泉町） I期区間[事業認可期間：平成21年7月～令和10年3月]
II期区間[事業認可期間：平成22年8月～令和9年3月]

補助第230号線は、練馬区関町南四丁目を起点とし、練馬区光が丘三丁目を終点とする延長10.4kmの都市計画道路で、地域の幹線道路である。

このうち当事務所では、練馬区大泉学園町七丁目から大泉町二丁目までの延長2,100m（計画幅員18m）の区間について、I期区間（延長850m、大泉町三丁目～大泉町二丁目）が平成21年7月に、II期区間（延長1,250m、大泉学園町七丁目～大泉町三丁目）が平成22年8月に事業認可を受け、それぞれ事業着手している。

当該計画道路は、地元より都営地下鉄大江戸線の導入空間として期待されている。

また、平成25年11月には、高松六丁目から土支田三丁目の延長1,100mの区間について、練馬区と都市整備局が土地区画整理事業及び街路事業により整備を進め、交通開放した。

令和3年3月には、土支田三丁目（土支田通り南交差点）から同区大泉町二丁目（別荘橋通り交差点）の延長200mの区間について部分交通開放した。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率：I期 約96%、II期 約73%）

工事については、I期区間では街路築造工事を進めるほか、白子川に架かる橋梁の準備工事を進める。

II期区間においては、道路設計、構造物予備設計や関係機関との協議・調整を進めるとともに、令和5年度に着手した仮設歩道工事を引き続き進める。

- ⑨ 補助第233号線（大泉学園町） [事業認可期間：平成27年8月～令和11年3月]

補助第233号線は、練馬区大泉学園町四丁目から大泉学園町九丁目埼玉県境までの延長1.5kmの都市計画道路で、都県境地域の連携に寄与する地域の幹線道路である。

このうち当事務所では、練馬区大泉学園町四丁目から大泉学園町八丁目までの延長約500m（計画幅員25m～33m）の区間について、平成27年8月に事業認可を受け、事業に着手している。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率：約45%）
工事については、道路設計や関係機関との協議・調整を進める。

- ⑩ 補助第156号線（南大泉） [事業認可期間：令和3年4月～令和16年3月]

補助156号線は、練馬区谷原五丁目を起点とし、練馬区西大泉一丁目を終点とする延長4.0kmの都市計画道路で、練馬区北西部の道路ネットワークを形成する地域の幹線道路であるとともに

に、区部と多摩地域の連携強化等を担う重要な路線である。

このうち、練馬区東大泉四丁目から練馬区西大泉一丁目までの延長1.4km（計画幅員16m）の区間について、令和3年4月に事業認可を受け事業に着手している。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率：約6%）

工事については、引き続き、道路設計や関係機関との協議・調整を進める。

⑪ 補助第229号線（下石神井）〔事業認可期間：令和6年3月～令和23年3月〕

補助第229号線は、練馬区旭丘一丁目を起点とし、中野区及び杉並区を通り、練馬区関町南四丁目を終点とする延長10.2kmの都市計画道路で、地域交通の円滑化に効果のある重要な地域幹線道路である。

このうち、練馬区下石神井四丁目から上石神井南町までの延長290m（計画幅員20m）の区間について、令和6年3月に事業認可を受け事業に着手している。

なお、同時に西武鉄道新宿線連続立体交差事業〔事業認可期間：令和6年3月～令和20年3月〕（杉並区上井草一丁目から西東京市東伏見一丁目 延長5,125m）により鉄道が高架化され、補助第229号線と交差する上井草第2号踏切は除却される計画である。

今年度より、用地取得を進める。（公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託）

工事については、道路設計や関係機関との協議・調整を進める。

⑫ 外郭環状線の2（以下、「外環の2」という。）

外環の2は、世田谷区北烏山五丁目を起点とし、三鷹市、武蔵野市、杉並区を経て、練馬区東大泉二丁目に至る延長約8.9kmの都市計画道路である。都市高速道路外郭環状線（以下、「外環道」という。）の上部に並行して位置し、外環道とともに広域的な都市計画道路ネットワークの一部となる重要な路線である。このうち当事務所では三環状道路整備推進部と相互に協力して下記の2区間で事業を進めている。

i) 外環の2（大泉）〔事業認可期間：平成24年9月～令和13年3月〕

練馬区石神井町八丁目から東大泉二丁目までの延長1km（計画幅員40m～78m）の区間について、平成24年に事業認可を受け事業に着手している。

用地については、引き続き、三環状道路整備推進部が用地取得を進める。

工事については、引き続き、道路設計や関係機関との協議・調整を進める。

ii) 外環の2（石神井台1期）〔事業認可期間：令和6年2月～令和13年3月〕

練馬区石神井台三丁目から石神井町八丁目までの延長約950m（計画幅員22m）の区間について令和5年度に事業認可を受け、事業に着手している。

今年度より、用地取得を進める。（三環状道路整備推進部より公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託）

工事については、道路設計や関係機関との調整を始める。

(2) その他路線

① 主要地方道第8号千代田練馬田無線（高野台・石神井）道路整備事業

主要地方道第8号千代田練馬田無線は、千代田区を起点とし、西東京市を終点とする都

道で、目白通り、富士街道として都心部から多摩方面に向かう東西方向の主要な道路である。

このうち当事務所では、高野台区間で、練馬区高野台四丁目～高野台五丁目までの延長550m（計画幅員12m）について、平成10年度から事業に着手している。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率:約92%）

工事については、引き続き、電線共同溝設置工事を予定している。

石神井区間では、練馬区石神井町四丁目から石神井町二丁目までの延長545m（計画幅員15m）について、平成20年度から事業に着手している。

用地については、平成29年度に用地取得を完了している。

今年度、工事については、道路改修工事を予定している。

② 特例都道第441号池袋谷原線（春日町）交通安全施設整備事業（歩道整備）

特例都道第441号池袋谷原線は、豊島区東池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする都道で、地域の生活に密着した地域の幹線道路である。

このうち当事務所では、練馬区春日町五丁目から高松四丁目までの延長780m（計画幅員11m）の区間について、平成19年度から事業に着手している。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率:約95%）

工事については、排水管及び電線共同溝設置工事、街築工事を施工する。

③ 特例都道第447号赤羽西台線（舟渡）交通安全施設整備事業（交差点すいすい）

特例都道第447号赤羽西台線は、北区赤羽北二丁目を起点とし、板橋区相生町を終点とする都道で、国道17号の交差付近を中心に交通混雑の激しい地域の幹線道路である。

このうち当事務所では、板橋区舟渡三丁目地内の延長150m（計画幅員16m）の区間について、第三次交差点すいすいプランによる右折レーンの設置、歩道の整備を中心に平成20年度から事業に着手している。

用地については、令和5年度に用地取得を完了している。

今年度、工事については、排水管及び電線共同溝設置工事、街築工事を施工する。

④ 主要地方道第25号飯田橋石神井新座線（石神井小学校前）交通安全施設整備事業

（交差点すいすい）

主要地方道第25号飯田橋石神井新座線は、新宿区を起点とし、埼玉県新座市を終点とする主要地方道で、埼玉県に至る主要な幹線道路である。

このうち当事務所では、練馬区石神井町五丁目～石神井台一丁目の延長300m（計画幅員12m～16m）の区間について、第三次交差点すいすいプランによる右折レーンの設置、歩道の整備を中心に令和5年度から事業に着手している。

今年度より、用地取得を進める。

工事については、道路設計や関係機関との協議・調整を進める。

⑤ 主要地方道第68号練馬川口線（土支田）交通安全施設整備事業（歩道整備）

主要地方道第68号練馬川口線は、練馬区を起点とし、埼玉県川口市を終点とする都県道で、埼玉県に至る主要な幹線道路である。

このうち当事務所では、練馬区土支田三丁目から大泉二丁目までの延長220m（計画幅員12m）の区間について、補助第230号線（大泉町）の事業化に併せ、平成22年度に事業に着手している。

令和3年3月補助230号線との交差点周辺の整備が完了し、補助230号線は部分交通開放した。

今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。（用地取得率：約78%）
工事については、道路設計や関係機関との協議・調整を進める。

（3）特定整備路線

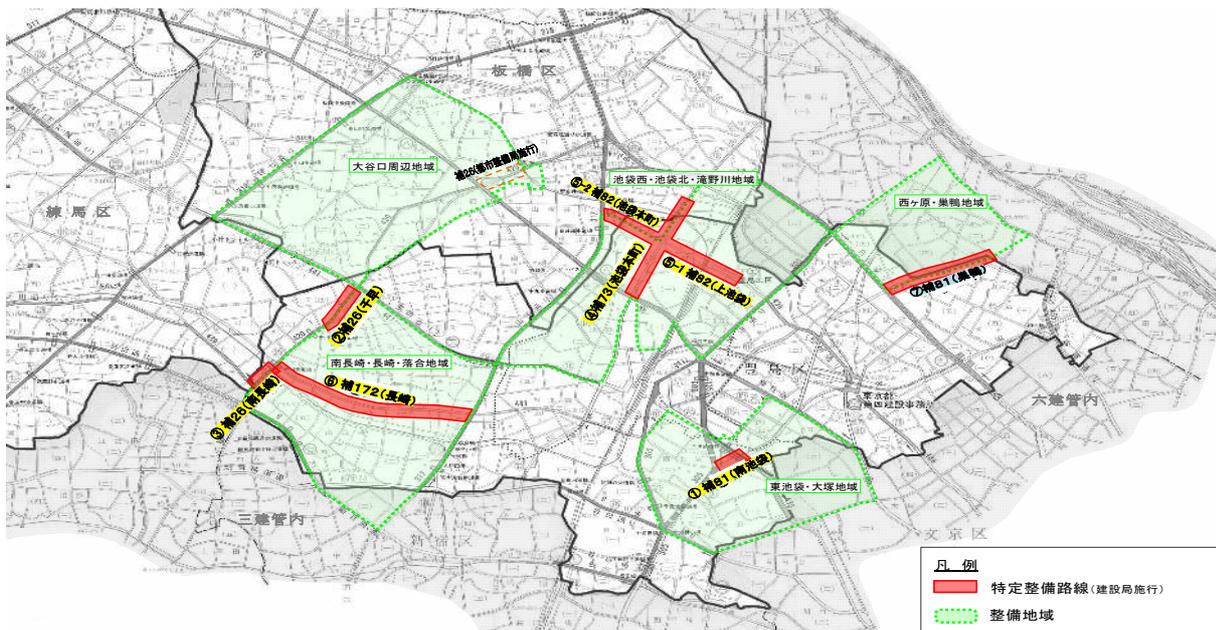
特定整備路線は、「木密地域不燃化10年プロジェクト」において位置づけられたもので、「整備地域※」の防災性向上を図る東京都施行の都市計画道路であり、防災上の整備効果が高い28区間・約25kmを選定し、令和3年3月策定の『「未来の東京」戦略』において2025年度全線整備を目標としている。当事務所では、特定整備路線として補助第73号線（池袋本町）など5路線、7区間（8箇所）・約5.8kmが選定されている。

平成24年度の「事前相談会」を皮切りに各種説明会を重ね、補助第26号線（千早）は平成25年10月に、補助第26号線（南長崎）は平成26年3月に、補助第73号線（池袋本町）、補助第82号線（上池袋・池袋本町）及び補助第172号線（長崎）は平成27年1月に、補助第81号線（巣鴨）は平成27年2月に事業認可を受け事業に着手している。

※整備地域：地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域

第四建設事務所管内の特定整備路線

路線名	箇所	所在区	地域名	延長(m)
① 補助第81号線 (南池袋)	豊)南池袋二丁目～南池袋四丁目 (環状5の1～放射26)	豊島区	東池袋・大塚	260
② 補助第26号線 (千早)	豊)千早四丁目～要町三丁目 (千早～放射36)	豊島区	南長崎・長崎 落合	460
③ 補助第26号線 (南長崎)	豊)南長崎六丁目～長崎五丁目 (補助229～補助172)	豊島区	南長崎・長崎 落合	320
④ 補助第73号線 (池袋本町)	豊)池袋本町二丁目～板)板橋一丁目 (放射8～放射9付近)	豊島区 板橋区	池袋西・池袋北 滝野川	1,070
⑤-1 補助第82号線 (上池袋)	豊)上池袋三丁目～池袋本町三丁目 (環5の1付近～補助73)	豊島区	池袋西・池袋北 滝野川	640
⑤-2 補助第82号線 (池袋本町)	豊)池袋本町三丁目～板)大山金井町 (補助73～環状6)	豊島区 板橋区	池袋西・池袋北 滝野川	490
⑥ 補助第172号線 (長崎)	豊)長崎一丁目～長崎五丁目 (環状6～補助26)	豊島区	南長崎・長崎 落合	1,620
⑦ 補助第81号線 (巣鴨)	豊)巣鴨四丁目～北)西ヶ原三丁目 (放射9～補助181)	豊島区 北区	西ヶ原・巣鴨	930



- ① 補助第 8 1 号線 (南池袋) [事業認可期間：平成 17 年 11 月～令和 7 年 3 月]
 補助第 8 1 号線は、豊島区南池袋二丁目を起点とし、北区西ヶ原一丁目を終点とする延長 3. 6 km の都市計画道路で、地域の幹線道路である。
 当事務所では、豊島区南池袋二丁目から南池袋四丁目までの延長 2 6 0 m (計画幅員 2 5 m) の区間について、事業中の環状第 5 の 1 号線と一体的に整備を図るため、平成 1 7 年 1 1 月に事業認可を受け、事業に着手している。平成 2 4 年度には、特定整備路線に選定されている。
 今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。(用地取得率：約 8 2 %)
 工事については、仮設道路整備、高低差処理擁壁築造を進める他、道路設計および関係機関との協議・調整を進める。
- ② 補助第 2 6 号線 (千早) [事業認可期間：平成 25 年 10 月～令和 7 年 3 月]
 補助第 2 6 号線は、品川区東大井一丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする延長 2 2. 4 km の都市計画道路で、環状方向の道路交通の一端を担う幹線道路として重要な路線である。
 当事務所では、豊島区千早四丁目から要町三丁目までの延長 4 6 0 m (計画幅員 2 0 m) の区間について、特定整備路線として、平成 2 5 年 1 0 月に事業認可を受け、事業に着手している。
 今年度、用地については、引き続き、用地取得を進める。(用地取得率：約 9 5 %)
 工事については、排水管及び電線共同溝設置工事等を予定している。
- ③ 補助第 2 6 号線 (南長崎) [事業認可期間：平成 26 年 3 月～令和 7 年 3 月]
 補助第 2 6 号線は、品川区東大井一丁目を起点とし、板橋区氷川町を終点とする延長 2 2. 4 km の都市計画道路で、環状方向の道路交通の一端を担う幹線道路として重要な路線である。
 当事務所では、豊島区南長崎六丁目から長崎五丁目までの延長 3 2 0 m (計画幅員 2 0 m) の区間について、特定整備路線として、平成 2 6 年 3 月に事業認可を受け、事業に着手している。
 今年度、用地については、用地取得を進める。(公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託) (用地取得率：約 8 0 %)
 工事については、仮設歩道整備を予定している。
- ④ 補助第 7 3 号線 (池袋本町) [事業認可期間：平成 27 年 1 月～令和 8 年 3 月]
 補助第 7 3 号線は、新宿区西新宿七丁目を起点とし、北区赤羽台三丁目を終点とする延長 1 0. 8

k mの都市計画道路で、環状方向の道路交通の一端を担う幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区池袋本町二丁目から板橋区板橋一丁目までの延長1,070m（計画幅員20～23m、立体交差部26m）の区間について、特定整備路線として補助第82号線（上池袋・池袋本町）と合わせ、平成27年1月に事業認可を受け、事業に着手している。

今年度、用地については、用地取得を進める。（用地取得率：約51％）

工事については、仮設道路整備を予定している。

⑤ 補助第82号線（上池袋）（池袋本町）【事業認可期間：平成27年1月～令和8年3月】

補助第82号線は、豊島区北大塚二丁目を起点とし、板橋区大山金井町を終点とする延長2.6kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区上池袋三丁目から板橋区大山金井町までの延長1,130m（計画幅員15m、立体交差部24m）の区間について、上池袋区間（延長640m）と池袋本町区間（延長490m）に分け、特定整備路線として、平成27年1月に事業認可を受け、事業に着手している。

今年度、用地については、用地取得を進める。（用地取得率：約75％）

工事については、仮設道路整備を予定している。

⑥ 補助第172号線（長崎）【事業認可期間：平成27年1月～令和8年3月】

補助第172号線は、豊島区南池袋一丁目を起点とし、練馬区谷原一丁目を終点とする延長9.1kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区长崎一丁目から長崎五丁目までの延長1,620m（計画幅員16m）の区間について、特定整備路線として、平成27年1月に事業認可を受け、事業に着手している。

今年度、用地については、用地取得を進める。（公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託）（用地取得率：約72％）

工事については、仮設道路整備を予定している。

⑦ 補助第81号線（巣鴨）【事業認可期間：平成27年2月～令和8年3月】

補助第81号線は、豊島区南池袋二丁目を起点とし、北区西ヶ原一丁目を終点とする延長3.6kmの都市計画道路で、地域の幹線道路として重要な路線である。

当事務所では、豊島区巣鴨五丁目から北区西ヶ原三丁目までの延長930m（計画幅員20m）の区間について、特定整備路線として、平成27年2月に事業認可を受け、事業に着手している。

今年度、用地については、用地取得を進める。（用地取得率：約38％）

工事については、仮設道路整備を予定している。

7. 河川整備事業

<河川整備事業（護岸整備）>

① 石神井川

石神井川は、東京都中北部の小金井ゴルフ場付近に源を発し、東京都北部を東へ流れ、JR京浜東北線王子駅の東側で隅田川に合流する荒川水系の一級河川である。流域面積は73.1km²、延長25.2km（うち当事務所管内17.4km）で、都内の中小河川としては比較的規模の大きい河川である。流路高低差は、約85m、河床勾配は、1/550～1/400程度となっている。

河川整備は、昭和33年9月の狩野川台風によって大きな被害が発生したことを契機に、昭和34年度から1時間あたり50ミリ規模の降雨に対処する護岸整備を進めている。この整備と並行し、応急的に上流部の改修を進め、昭和54年度には、全川で1時間あたり30ミリ規模の河道整備が完了した。

現在は小ヶ谷戸橋までの護岸整備が完了し、その上流にあたる扇橋から本立寺橋までの

事業認可区間において用地取得や護岸工事を進めており、令和6年2月末に曙橋の架け替え工事が完了した。今年度は、扇橋上流の護岸工事、曙橋下流の護岸工事、豊城橋架替に伴う仮橋設置工事等を実施する。

また、本立寺橋から上流区間（本立寺橋上流から弁天橋下流）において、新たに事業認可を取得していくため、令和5年11月に事業及び測量説明会を開催した。引き続き、認可取得に向け用地測量などを進めていく。

② 新河岸川

新河岸川は、狭山丘陵を最上流に持ち、川越市など埼玉県南西部から途中、柳瀬川や黒目川、白子川などの支流を集めて東京都板橋区の荒川低地を流下し、北区志茂で隅田川に合流する流域面積411km²、延長34.6kmの荒川水系の一級河川である。

東京都区間の延長は9.3km、流路高低差は約3mであり、河床勾配は極めて緩く、全区間が干満の影響を受ける感潮区間となっている。

昭和55年度に総合治水対策特定河川の指定を受け、同年度から当所管内の新河岸橋より上流約5.0km区間において洪水対策としての護岸整備に着手した。現在は、白子川合流点上流右岸と志村橋兩岸を除き完了している。

なお、志村橋下流から白子川合流点の大部分において、護岸の余裕高が不足していたため、平成19年度から余裕高不足箇所の護岸整備工事（嵩上げ工事）を行い、平成25年5月に完成した。

令和4年度からは、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和3年12月）に基づき、北区境から新河岸橋までの右岸において堤防の耐震対策に取り組んでおり、今年度は、詳細設計を実施する。

また、毎年度実施している河川管理施設点検に基づき、護岸等の修繕を行っており、今年度は、志村橋下流から蓮根橋上流右岸において防災工事を実施する。

加えて、「東京都河川緑化計画」（令和3年3月更新）に基づき、今年度は、新河岸橋上流から長後さくら橋上流の右岸管理用通路において緑化工事を実施する。

③ 白子川

白子川は、練馬区の大泉井頭公園の七福橋を起点として公園の湧水から流れを発生し、埼玉県和光市内に入ってから板橋区との都県境に沿って流下し、板橋区三園で新河岸川に合流する流域面積25km²、延長10.0kmの一級河川である。流路高低差は約50m、河床勾配は上下流で緩く、中流で1/250と急な勾配となっている。なお、新河岸川との合流点付近は感潮区間である。

本川の治水対策は、昭和23年度からは1時間30ミリ規模の河道改修が始まり、昭和55年度に完了した。その後、建設省（現国土交通省）・埼玉県と調整し、1時間50ミリの降雨に対処できる護岸整備を進めている。都県境が錯綜する新河岸川合流点から越後山橋間については、埼玉県と昭和55年度に工事協定を締結し、施行区間を決めている。

平成21年度に、御園橋から一新橋までの区間について、河川法に基づく河川予定地に指定し、現在、用地取得・工事等を進めている。平成30年度までに学園橋及び前田橋の架替工事が完了し、引き続き、前田橋から中島橋までの区間で護岸工事を行っている。今

年度は、東西橋上流から中島橋下流の区間で護岸工事を実施する。

また、平成27年度から、最下流部の落合橋から三園橋間で新河岸川の護岸高さに合わせた護岸の嵩上げ工事を実施し、令和3年度に完了した。

＊ 管内の護岸整備進捗状況（予算額ベース）

	要整備延長	整備済延長	R5年度末整備率	R6年度整備延長
石神井川	17.4 km	15.3km	88%	0.02km
新河岸川	5.0 km	4.9km	98%	—
白子川	8.6 km	4.4km	51%	0.02km

<調節池整備事業>

① 城北中央公園調節池

城北中央公園調節池は石神井川河川整備計画に基づき、1時間75ミリの降雨に対応する施設として、右岸側の都立城北中央公園の地下を活用して整備を行うものがある。

平成28年度から準備工事に着手し、平成30年度より、調節池（一期）の本体工事を進めている。今年度は、本体工事に加え、管理棟建築工事、排水ポンプ工事、換気設備工事、電気設備工事等を実施する。また、調節池（二期）工事に着手する予定である。

【城北中央公園調節池】

貯留量：約250,000m³（一期：90,000m³、二期：160,000m³）

敷地面積：約2.0ha

② 環状七号線地下広域調節池

環状七号線地下広域調節池は3流域（神田川、石神井川、白子川）の河川整備計画に基づき、1時間75ミリの降雨に対応する施設として、既設の白子川調節池と神田川・環状七号線地下調節池を新たなトンネル（石神井川区間）で連結し整備するものである。

なお、これにより3流域間で貯留容量の相互融通が可能となり、1時間75mmを超える集中豪雨にも効果を発揮する。

平成27年12月に都市計画決定、平成28年4月に石神井川区間の事業認可を取得し、平成28年度より第三建設事務所で調節池（石神井川区間）の本体工事を進めている。

当事務所においては、白子川地下調節池を広域調節池として再整備するため、引き続き設計を進めるとともに、昨年度から引き続き比丘尼橋下流調節池の堰の改良工事や白子川取水施設の換気棟建築工事を行っていく。また、今年度は換気設備工事等を新たに実施する。

【環状七号線地下広域調節池】

	貯留量	延長
広域調節池全体	約1,433,000m ³	約13.1km
（広域調節池（石神井川区間）	約681,000m ³	約5.4km
白子川地下調節池	約212,000m ³	約3.2km

<その他>

千川上水

千川上水は、元禄9年（1696年）に飲料水及び農業用水供給のため開削された水路である。その後、昭和46年にはその使命を終え、大部分が暗渠化された。

当事務所では、伊勢橋（青梅街道）下流の暗渠部13.8kmについて、老朽化した箇所の補修等を実施している。

8. 道路の維持補修

道路は、都民生活を支える最も基礎的な都市基盤である。

当事務所はその機能を24時間、365日確保するため、路面の補修や、橋梁やトンネル等の点検・補修、街路灯の更新、道路の巡回や清掃などを適時適切に実施している。

また、近年、道路とその空間に求められるニーズの高度化・多様化が進んでおり、道路騒音や大気汚染の低減、道路緑化の推進、自転車走行空間の整備、無電柱化、バリアフリー化など道路機能の向上を目指した取組を同時に進めている。

さらに、過去の震災や昨今の激甚化する自然災害に対して、道路の果たす避難路や緊急輸送路としての重要性が再認識されたことを踏まえ、道路の無電柱化や危機管理体制の強化を進めている。

<主要事業>

① 路面の補修

道路の路面は、走行性の低下や騒音・振動の発生を防止・抑制するため、定期的に補修する必要がある。当事務所では各路線や地域の特性を踏まえ、各種の路面補修を実施している。

具体的には目白通りや環七通り等の交通量の多い路線では、騒音低減機能が特に高い二層式低騒音舗装を実施するとともに、豊島区内ではヒートアイランド対策として路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装を実施している。

令和6年度の事業箇所は以下の通りである。

- ・路面補修：高島通り（板橋区高島平一丁目地内から同区高島平九丁目地内）外34箇所、このうち、二層式低騒音舗装 目白通り（練馬区中村北一丁目地内から同区向山二丁目地内）、遮熱性舗装 明治通り（豊島区東池袋一丁目地内）

② 橋梁やトンネル等、道路施設の維持補修

橋梁やトンネル等の道路施設については、日常点検や5年に1度を実施する定期点検の結果等を踏まえ、維持工事や塗装工事を順次実施している。

また、主要橋梁の長寿命化対策を進めるなど、予防保全型管理に取り組んでいる。

令和6年度の事業箇所は以下の通りである。

- ・橋梁の長寿命化：みのわ陸橋（目白通り、練馬区谷原五丁目）

- ・橋梁の舗装工事：扇橋（新青梅街道 練馬区石神井台四丁目）外
- ・歩道橋の塗装工事：千登世歩道橋（目白通り 豊島区目白二丁目）外

③ 街灯や沿道環境対策設備等の維持補修

管内の道路には、約8,000灯の街路灯や大和町交差点（環七）、板橋相生陸橋（環八）、北町若木トンネル（環八）の3箇所の大規模大気浄化施設など多様な電気・機械設備が存在する。当事務所では、その機能を適切に維持するため、各施設の特徴を踏まえつつ定期的に点検・更新を進めている。また、更新にあたってはLED照明の導入など設備の省エネ化をあわせて進めている。

令和6年度の事業箇所は以下の通りである。

- ・主要設備の更新・改修：谷原排水場（笹目通り、練馬区高野台）外6箇所（練馬春日町トンネル、向原・小竹トンネル、板橋相生陸橋、北町若木トンネル換気所、東池袋共同溝）
- ・道路照明のLED化：千川通り（練馬区豊玉上二丁目）外10箇所
- ・駐車場改修：板橋四ッ又駐車場（板橋区板橋二丁目）

④ 街路樹や緑地等の維持・充実

街路樹については、補植、植替え（常緑化含む）、植樹帯改修等を実施するとともに、街路樹の健康を診断する街路樹診断を行う。また、樹種ごとの樹形を考慮した剪定を行うことで樹勢を維持し、良好な景観形成を図っている。

道路内の緑地では、刈込、除草、清掃など継続的な維持管理を実施している。

令和6年度の事業箇所は以下の通りである。

- ・植樹帯改修工事：目白通り（主24）（練馬区高野台4～同区大泉学園町1）
：一108号線（練馬区大泉学園町8～同区大泉学園町9）
- ・街路樹診断：特443笹目通り（練馬区南田中4～同区土支田1）他
約2,000本

⑤ 道路の無電柱化

無電柱化については、防災性や景観の向上等を目的として、「東京都無電柱化推進計画（令和3年6月）」等に基づき、令和6年度は、新たに鮫洲大山線（東長崎）などに着手する予定である。

令和6年度の事業箇所は以下の通りである。

- ・電線共同溝整備：目白通り（貫井）の外19箇所（板橋本町、南常盤台、栄町、豊玉8期、関町、高野台、三原台、平和台、蓮根、千早、旭丘、桜台、相生町、下石神井、石神井台、氷川町、土支田、大泉町、東長崎）

⑥ 自転車通行空間の整備

自転車通行空間の整備については、自転車と歩行者、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、「東京都自転車通行空間整備推進計画（令和3年

5月)」等に基づき、自転車事故の発生状況や道路幅員の現状等を踏まえ、新青梅街道等を対象に整備を推進している。

令和6年度の事業箇所は以下の通りである。

- ・自転車通行空間整備：一245号線 新青梅街道（練馬区石神井台四丁目地内）外2箇所（特443号線）

⑦ 道路のバリアフリー化

道路のバリアフリー化事業では、「東京都道路バリアフリー推進計画（平成28年3月）」等に基づき、歩道段差の縮小、歩道の勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、交差点巻込み部の平坦化などを進めている。

令和6年度の事業箇所は以下の通りである。

- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置等：目白通り（練馬区豊玉北五丁目地内から同区豊玉北三丁目地内）外3か所（主24号線、要町通り、千川通り）

⑧ 都道における交差点等の安全性確保の向上について

令和元年5月、滋賀県大津市で発生した車同士の衝突に園児らが巻き込まれて死傷した交通事故を受け、令和6年度完了を目途に令和3年度から順次、歩行者自転車用柵（横断抑止柵）を車両用防護柵へ取替えている。

⑨ 地震や雪害等への備え

道路を管理する上で、震災、雪害、風水害への対応は非常に重要な課題である。

当事務所では、地震時の瓦礫等の除去に関しては38社、除雪に関しては26社の地元企業と、緊急時の協力体制に関する協定を結び、危機管理の充実を図っている。

また、災害時の緊急道路障害物除去作業等について管内各区と連携した危機管理への備えをしている。

令和6年4月発行

東京都第四建設事務所 庶務課

東京都豊島区南大塚二丁目36番2号

電話 03（5978）1703